⑥　破裂強度（合成樹脂ラミネート容器包装及び組合せ容器包装に限る。）

容器包装の中央部分を切り取り試料とし、強度等試験法中の破裂強度試験を行うとき、合成樹脂ラミネート容器包装にあっては、その強度の最大値は、内容量が300ｇ以下のものにあっては196kPa以上、300ｇを超えるものにあっては490kPa（外包装（小売りのために容器包装の上にした包装をいう。）をした場合において、当該外包装と合わせた破裂強度の最大値が981kPa以上であるときは、196kPa）以上でなければならない。

組合せ容器包装にあっては、試料は合成樹脂ラミネートを用いた部分のそれぞれの中央部分を切り取ったものとし、その強度の最大値は490kPa以上でなければならない。

e　内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレン及びエチレン・１―アルケン共重合樹脂には、添加剤を使用してはならない。

f　内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレン及びエチレン・１―アルケン共重合樹脂は、次の試験法による試験に適合するものであること。

①　ヘキサン抽出物

ヘキサン抽出物試験を行うとき、その量は2.6％以下でなければならない。

②　キシレン可溶物

キシレン可溶物試験を行うとき、その量は11.3％以下でなければならない。

③　ヒ素

ヒ素試験（材質試験）を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素の量は三酸化二ヒ素として0.1μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると２μg／ｇ以下となる。

④　重金属

重金属試験（材質試験）を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は鉛として0.8μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると20μg／ｇ以下となる。

g　内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレンテレフタレートは、次の試験法による試験に適合するものであること。

①　カドミウム及び鉛

Ｄ　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑴　一般規格の１．材質試験のａ　カドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ５μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると100μg／ｇ以下となる。

h　封かん

強度等試験法中の封かん試験を行うとき、容器包装の破損又は空気漏れがないものでなければならない。

i　金属缶

Ｄ　材質別規格の項の４　金属缶（乾燥した食品（油脂及び脂肪性食品を除く。）を内容物とするものを除く。以下４において同じ。）の目の定める規格に適合するものであること。